

【 文化生活部、教育委員会 】

件 名	保有個人情報の開示に係る業務の執行について
申立概要 【受理 7. 2. 10】	令和5年4月以降、京都府教育委員会の保有個人情報の開示に係る業務については、京都府個人情報保護条例の廃止に伴って京都府の補助執行が終了したため、京都府教育委員会に個人情報の開示請求をする場合、以前のように居住地の広域振興局の窓口では受理してもらえず、また、居住地の教育局においても受理してもらえない。 このような状態は、京都府民の利便性の低下だけでなく、個人情報に係る個人の権利利益の侵害に繋がっており、停止している行政サービスを再始動するため、京都府の補助執行を再開することを提案する。
確認事項 【通知 7. 4. 28】	令和5年4月に、府における個人情報保護に関する様々なルールの根拠規程が「京都府個人情報保護条例」から「個人情報の保護に関する法律」に移って以降、基本的に知事部局での補助執行は行っていないため、知事部局以外の教育委員会等は、それぞれの実施機関において開示請求書の受付等を行っており、行政サービスが停止しているという事実はないものと認識している。 利便性の面では、郵送による個人情報の開示請求、個人情報の開示の実施（写しの交付）等により確保しているところであるが、個人情報保護に関する事務について、行政サービスの向上に向けて検討してまいりたい。 なお、請求の方法については、窓口のほか、請求書に当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の写しと住民票の写し等の書類を提出すれば郵送による方法が可能である。開示の実施についても、請求と同様、郵送による方法が可能である。